

石部小学校 P T A 規約【R6 改正】

第1章 名称

第1条 本会は、石部小学校 P T A と称し、事務局を石部小学校内におく。

第2章 目的および活動

第2条 本会は、会員が互いに力を合わせて、児童一人ひとりの福祉の増進につとめると同時に、会員相互の親睦をはかり、教育本来の使命を果たす民主団体として活動することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を果たすために次の事業を行う。

- 1 児童一人ひとりの学習に便宜を与え、豊かな楽しい環境をつくる。
- 2 児童の健康を増進すると同時に、保健衛生に対する意義を高める。
- 3 教師のもつ専門的技術を尊重して、学校教職員の教養研究に協力し、教育活動に便宜を与える。
- 4 講習会、講演会、懇談会、出版物等によって、教育に対する理解と関心を促進し会員の教養を高める。
- 5 文化、体育活動等によって会員の親睦をはかる。
- 6 会員は社会教育機関や学校運営協議会と連携・協力して、社会生活の改善につとめる。
- 7 その他、教育上必要な事業を行う。

第4条 本会事業遂行のため事業部をおき、その細則は別に定める。

第3章 方針

第5条 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配を受けてはならない。

第6条 本会は、校長、教職員および教育委員会と教育問題について討論し合い、また、その活動を助けるために意見を具申する。本会は参考資料を提供するが、直接教職員の人事に干渉するものではない。

第7条 本会は、国および地方公共団体の適切な教育予算の充実に期するために努力する。

第8条 本会は、学校の財政的維持、および教職員の給与ならび生活費に関して直接の責めを負うものではない。

第4章 会員

第9条 本会の会員となることができるものは、次の通りである。

- 1 石部小学校に在籍する児童の保護者、またはこれに代わる者。
- 2 石部小学校の校長および教職員。
- 3 この会の趣旨に賛同する者。

但し、同条3項に該当する者の入会は運営委員が決定する。

第5章 会計

第10条 本会の経費は会費、事業収入、および自発的寄付金をもって充当する。

第11条 本会の会費は、世帯あたり月額400円とする。
但し、事情によって増減、免除することができる。

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 本部役員

第13条 本会に次の本部役員をおく。

- 1 会長 1名 保護者より
- 2 副会長 3名 保護者より
- 3 会計 2名 保護者より
- 4 本部役員は毎年大分団より選出し、その細則は別に定める。
庶務の教職員2名は会長が校長と協議して委嘱する。
- 5 本部役員の任期は1年とする。なお役員は任期が満了しても、新役員就任までその任務を遂行する。

第7章 本部役員の仕事

第14条 本部役員の仕事は次の通りとする。

- 1 会長 会を代表し、会務を総括するとともに。諸会合を招集し、司会ならびに書記委員を委嘱する。
- 2 副会長 会長を補佐し、会長不在の時は代理をつとめる。
- 3 庶務 会長の指示にしたがって本会の庶務を行い、活動状況を記録する。
- 4 会計 会の収支の記録にあたり、会計簿を管理し、監査委員の監査を経て決算報告をする。

第8章 会計監査委員

第15条 この会の経理を監査するために2名の監査委員をおく。

第16条 会計監査委員は、総会において2名を選出する。

第9章 分団

第17条 本会に次の大分団をおく。

- 1 東 分団
- 2 中央分団
- 3 西 分団
- 4 岡出分団

但し、必要に応じて小分団をおく。

第10章 地区委員・事業部員

第18条 本会に次の委員をおく。

- 1 地区委員 各小分団の会員が選出した2名。地区委員、地区委員長の選出については、その細則を別に定める。
- 2 事業部 地区委員は、環境部9名、研修・健康部3名、広報部6名に所属する。
- 3 委員の任期は1年とする。

第11章 集会

第19条 本会の主たる会合は次の通りとする。

- 1 総会 年1回開催し、会務の報告、予算決算の承認をもとめ、その他重要事項を審議、決定する。
- 2 臨時総会 運営委員会または全会員の1/5以上が必要と認めるとき、臨時に会長が招集し重要事項を審議、決定する。
- 3 運営委員会 本部役員、地区委員、および教職員で構成し、本会の事業、その他重要事項を審議し、総会に提出する。
- 4 本部役員会 本部役員、および教職員で構成する。本会の事業およびその他重要事項を計画審議する。
- 5 地区委員会 本部役員、地区委員および教職員で構成し、児童の分団での安全確保と福祉の増進およびその重要事項を計画審議する。

但し、同条第3項から第5項の会合は必要に応じて会長が招集する。

第20条 会合の定足数は、総会、臨時総会では会員の1/5とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第12章 改正

第21条 本会の規約は総会（臨時総会）の決議によって改正する。

付則

本規約は昭和59年4月1日より実施する。

本規約は平成13年5月11日改正

本規約は平成28年4月29日改正

本規約は平成29年4月29日改正

本規約は令和3年2月10日改正

本規約は令和5年5月11日改正

本規約は令和6年11月28日改正

P T A 事業細則

第1条 規約第3条の事業を行うため、次の事業部を設ける。

- 1 広報部 会報を発行し、情報の提供、交換をはかる。
- 2 環境部 児童の学習環境の改善、学校内外の整備等をおこなう。
- 3 研修・健康部 会員および児童の教養を高め、体育振興・健康増進保健衛生の啓発と相互の親睦をはかる。

第2条 部員は会長が委員の中から委嘱する。

第3条 部会は部長が必要に応じ招集し、事業の計画、審議をする。

第4条 各部の決定事項は、部長がとりまとめ、本部役員会、運営委員会にはかり実行する。

P T A 慶弔規定

○ご香料 児童・教職員 5000円と、楯一對

○ご香料 会員 5000円と、楯一對

会長または、代理のものが会葬する。

(備考)

◇上記慶弔金は、P T A会計から支出する。

◇返礼は一切なしとする。

◇職員は教職員に準じておこなう。

◇不慮の事故等が生じた場合は、役員と学校が協議し決定する。

◇学校・運営委員・会員は、上記の慶弔規定に関する事態が生じたことを知ったときは、速やかに連絡をとりあい対応する。

付則 この規定は、平成12年4月1日から適用する。